

書面の電子化に関する消費者委員会の意見発出についての要請書

2021年1月25日

内閣府消費者委員会  
委員長 山本 隆司 殿  
FAX 03-3581-9476

先物取引被害全国研究会  
代表幹事 弁護士 石 川 真 司  
(連絡先) 〒460-0002  
名古屋市中区丸の内3丁目19番5号  
FLEZIO LA 9階  
弁護士法人中京法律事務所  
tel 052-950-5355 fax 052-950-5356  
事務局長 弁護士 加 藤 了 嗣



第1 要請の趣旨

- 1 内閣府消費者委員会は、消費者庁に対し、特定商取引に関する法律上のすべての取引類型及び特定商品等の預託等取引契約に関する法律上の取引について、電子化を認めることについて反対意見を発出して下さい。
- 2 仮に、消費者の承諾があった場合と限定しつつも、書面の電子化を認めるとした場合においても、消費者の真意に基づく事前承諾の方法について具体的な検討を行ったうえで、まずはオンライン完結型の特定継続的役務提供契約で導入し社会実験を踏まえる旨の意見を発出して下さい。

第2 要請の理由

- 1 当研究会は、昭和57年、先物取引被害ないし投資被害の予防と救済を目的として設立された、全都道府県に所在する、数百名の弁護士からなる団体です (<http://www.futures-zenkoku.com/>)。
- 2 当研究会は、豊田商事事件を始め、近年ではジャパンライフ事件など、預託商法被害に長年取り組んできました。
- 3 今般、消費者庁において、特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）及び特定商品の預託等取引契約に関する法律（以下「預託法」という。）に関し、概要書面及び契約書面の交付義務の電子化が検討されているとの報に接し、消費者被害救済実務を実際に取り扱う弁護士の団体として、別添のとおり、当研究会の意見書を取り纏めました。

- 4 内閣府消費者委員会におかれましては、別添意見書の意在るところをお酌み取りいただき、速やかに消費者庁が推進しようとしている電子化に対し反対の意見を発出されるよう要請します。

### 第3 添付資料

- 1 特定商取引に関する法律及び特定商品の預託等に関する法律の書面交付義務の拙速な電子化に反対する意見書(2021年1月25日付)

以上